

【質問】新型コロナウイルスに感染した場合、今後は何日間仕事を休めばいいのでしょうか。

(49歳、会社員)

コロナ感染 何日休む？

【回答】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5月8日、これまでの「新型コロナウイルスエンザ等感染症（2類相当）」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと変更になりました。この3年間は、法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしながら新型コロナウイルスの感染拡大、治療の対応を行ってきましたが、今後は個人の選択が尊重され、感染に対する予防策は個人の自主的な取り組みで行



日を経過し、かつ症状軽快から24時間を経過するまでの間は外出を

出勤停止を求めることはなくなりまし。これに伴って感染により欠勤する場合は病欠扱いとなり、有給休暇などを使わないと給与が支払われないことになります。ただし、感染拡大防止のため会社は

発症後5日は外出控えて

5類移行後の変更点に注意

うこととなります。そのため、感染者による予防、拡大防止のための本人や濃厚接触者の外出停止について、政府から一律に求めることはありません。ただし、国立感染症研究所が示したデータや諸外国の取り扱いを踏まえ、政府は「発症後5

控える」ことを推奨しています。いろいろな事情でその間に外出せざるを得ないこともあると思いますが、その際はマスク着用などの感染対策をお願いします。企業からも、これまでのように感染者、濃厚接触者として一律に

これに該当しません。また2類相当の間、感染者は宿泊・自宅療養であっても「みなし入院」として、加入している生命・災害保険の適用がありました。5月8日以降の感染者は給付金の適用から外れますので注意してください。

一方、小・中・高校生については、校長が学校保健法に基づき、感染症にかかっていたり、かかる疑いや恐れがあったりする児童生徒の出席を停止させることができず。新型コロナウイルス感染症では発症後5日経過、かつ症状軽快から1日経過するまで出席停止扱いとなります。感染不安を理由に学校を休んでも欠席としない特例措置も継続されます。

このように、5類になったことで感染後の行動自粛はなくなりませんが、仕事を休むときに不利益を被る点も出てきます。また絶対に重症化しないとも限りません。5類に変更後も感染防止に注意した行動を取るようしてください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。